（委託契約書の案の記載事項）

第三十四条の三十五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　銀行代理業の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第三十四条の四十　［略］

2　銀行代理業者は、法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その営む銀行代理業が一の銀行代理業再委託者の再委託を受けて営むもののみである場合において、当該銀行代理業再委託者が、当該銀行代理業を営む者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該銀行代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五　［略］

2～4　［略］

5　第一項において準用する第十三条の五第四項又は第二項の場合において、銀行代理業者は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二　特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十六条の七第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　令第十六条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（委託契約書の案の記載事項）

第三十四条の三十五　［同上］

［一～八　同上］

九　銀行代理業の内容並びに銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第三十四条の四十　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二　［同上］

一　［同上］

二　令第十六条の七第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］